

## 令和4年度新採用正規教職員の互助会加入の手続き変更について（依頼）

令和4年4月1日に採用される正規教職員の互助会加入の手続きを年度初めの教職員や学校の事務負担軽減を図るため、次のとおり変更します。

### 【従来の加入手続方法】

学校

互助会（県教育福祉振興会を含む。）に加入を希望する新採用教職員は、「加入申込書」（第1号様式）に必要事項を記載のうえ、所属校での確認を得た後、4月末までに互助会会長に提出していただきます。



### 【変更後の加入手続方法】

学校

互助会（県教育福祉振興会を含む。）に加入を希望しない新採用教職員は、「加入不承諾書」（第1号様式の2）に必要事項を記載のうえ、所属校での確認を得た後、4月末までに互助会会長に提出していただきます。

### 留意点

- 「加入不承諾書」（第1号様式の2）を提出しなかった新採用教職員は4月1日に互助会の資格を取得します。また、10,000円のリフレッシュ補助券が6月に配付されます。（一般会員は8,000円ですが、新採用正規教職員は採用年度のみ10,000円とします。）
- 5月以降に互助会に加入を申し込む場合は、「加入申込書」（第1号様式）を提出してください。この場合、互助会の資格取得日は5月1日以降となり、リフレッシュ補助券の配付対象とはなりませんのでご注意ください。
- 互助会のみ加入し、県教育福祉振興会の加入を希望しない場合は、「加入不承諾書」（第1号様式の2）の県教育福祉振興会の部分(下半分)のみ記載して提出してください。
- 互助会、県教育福祉振興会加入後、退会を希望する場合は、「退会届」（第3号様式）を提出してください。
- 育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員は、従来どおり「加入申込書」（第1号様式）を提出してください。4月1日に互助会の資格を取得した場合は、一般会員と同額のリフレッシュ補助券8,000円が6月に配付されます。
- 新採用正規教職員には、事前に互助会事業や加入手続等について説明を行なう予定です。

不明な点については、お手数ですが互助会までお問い合わせください。